［七・八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四　法第四十三条の二十七第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）

第四十三条の八の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧使用済燃料貯蔵事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第四十三条の十二の二　法第四十三条の二十八第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第四十三条の十本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（指定に関する規定の準用）

第四十三条の十二の三　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第四十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～五　略］

六　前条第一項の報告書

［七・八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（指定に関する規定の準用）

第四十三条の十二の二　［同上］

（身分を示す証明書）

第四十九条　法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第五十条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第五十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～五　同上］

六　第四十八条第一項の報告書